

オープンイノベーション拠点開設にかかる協定書

本協定書は、尼崎信用金庫(以下「甲」という。)が所有する不動産の一部を、尼崎市(以下「乙」という。)に対して無償で貸与し、当該不動産を「オープンイノベーションコア尼崎運営協議会」(以下「OIC」という。)の活動拠点(以下「オープンイノベーション拠点」という。)として使用することについて、甲・乙及び OIC 構成団体である公益財団法人尼崎地域産業活性化機構(以下「丙」という。)、尼崎商工会議所(以下「丁」という。)、一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所(以下「戊」という。)での合意事項を確認するものである。

(OIC の構成)

第1条 OIC は、尼崎信用金庫、尼崎市、(公財)尼崎地域産業活性化機構、尼崎商工会議所及び(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所の 5 者により構成され、産業支援団体間のネットワークを活かし、地域経済エコシステムの確立に向けた支援を実施する任意団体である。

(目的)

第2条 OIC の活動に必要な拠点を確保し、協議会の円滑な運営および市内企業の新規事業創出支援事業や創業・スタートアップ支援事業等を推進するための基本的事項を定めることを目的とする。

(不動産の表示)

第3条 本協定の対象となる建物は、以下のとおりとする。

所在: 兵庫県尼崎市神田中通 2 丁目 27 番地 使用部分: 1 階部分及び 2 階部分

(貸与の内容)

第4条 甲は、前条の建物の使用部分を乙に対して無償で貸与する。

2 乙は、前項において借り受けた建物の使用部分を、第2条に規定する目的に基づいた事業の実施のため OIC に使用されることとし、甲はこれを了承する。

(事務局および経理・運営管理)

第5条 オープンイノベーション拠点の運営に関する経理事務、資料管理、関係機関との調整その他事務的業務は、OIC 事務局である丙が統括して行う。

(使用期間)

第6条 本協定による建物の貸与および使用の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙双方から書面による終了の申し出がないときは 1 年間延長されるものとし、以後同様の取扱いとする。

(建物の管理)

第7条 甲は、本建物の日常的な維持管理を行うものとする。

2 建物を使用する OIC の故意または過失により損害が発生した場合は、OIC がその修繕費を負担する。

3 前各項に定めのない管理費用その他の事項については、関係当事者の協議により定める。

(権利義務の譲渡禁止)

第 8 条 甲および乙並びに丙、丁および戊は、事前に書面による同意を得ることなく、本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(契約解除)

第 9 条 前条における禁止行為、その他本協定の内容に違反した場合、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、なお是正されない場合にあっては、甲は本協定における契約事項を解除することができる。

(建物の明け渡し)

第 10 条 第 6 条に定めるところにより、使用期間が終了した場合、乙は建物の使用部分について原状回復のうえ甲に返還する。ただし、原状回復の範囲については甲と乙で協議する。

(協議事項)

第 11 条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙並びに丙、丁および戊が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(協定書の有効性)

第 12 条 本協定は、OIC を構成する 5 者による署名した日をもって効力を発する。

以上、本協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、OIC を構成する 5 者各自が記名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月 18 日

(甲)

尼崎信用金庫 理事長

(乙)

尼崎市 市長

(丙)

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 理事長

(丁)

尼崎商工会議所 会頭

(戊)

一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 理事長